

中津都市計画道路の変更
(中津市決定)

計 画 書

中 津 市

中津都市計画道路の変更（中津市決定）

1. 都市計画道路中3・4・3号中津駅角木線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・3	中津駅 蛭子町線	中津市 大字島田 字大木	中津市 大字蛭子 町3丁目	中津市 大字 蛭子町 1丁目	約450m	地表式	2	20m	・幹線街路との平面交差2箇所	

「区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路3・5・18号丸山町公園地を廃止する。

【理 由】

(中津駅角木線)

3. 4. 3号中津駅角木線は、中津都市計画区域内の北西部に位置する補助幹線道路である。昭和28年の都市計画決定以降、平成9年に一部幅員・線形の変更を経て現在、起点から8・5・1号蛭子町線までの約450mが整備済みで、以北～終点まで未整備の状況となっている。

また、並行する都市計画道路3・4・6号中殿大塚線や事業中である3・5・5号宮永角木線が代替機能を果たす予定である。

令和3年に未事業化区間の路線評価を実施し、都市計画道路の道路ネットワークを見直した結果、中津駅角木線については、必要性、優先性が低いことから計画区間の一部を廃止することとし、終点部の変更に伴い、路線の名称を中津駅蛭子町線に変更することとしたい。

(丸山町公園地線)

3. 5. 18号丸山町公園地線は、中津都市計画区域内の北西部に位置する幹線道路である。昭和41年の都市計画決定以降、整備済み区間が一部あるものの、残りの区間は未整備の状況となっている。また、事業中である並行する都市計画道路3・5・5号宮永角木線が代替機能を果たす予定である。

令和3年に未事業化区間の路線評価を実施し、都市計画道路の道路ネットワークを見直した結果、丸山町公園地線については、必要性、優先性が低いことから計画区間を廃止することとした。

新旧対照表

種別	新						旧					変更の概要
	番号	路線名	延長・幅員	車線の数	起点	終点	番号	路線名	延長・幅員	起点	終点	
幹線街路	3・4・3	中津駅 蛭子町線	約 450m 20m	2	中津市 大字島 田字大 木	中津市 大字蛭 子町3 丁目	3・4・3	中津駅 角木線	約 1,270m 20m	中津市 大字島 田字大 木	中津市 大字角木 字居屋敷	1.延長の減 2.終点の変更 3.名称変更
幹線街路	—	—	—	—	—	—	3.5.18	丸山町 公園地線	約 860m 12m	中津市 金谷 2070 番 地	中津市 三ノ丁 1279 番 地	廃止

都市計画の策定の経緯の概要

中津都市計画道路の変更（中津市決定）

事 項	時 期	備 考
九州地方整備局事前調整	—	—
住民説明会	令和6年3月25, 26, 27, 28, 29日	—
案の申し出		—
素案の閲覧	令和6年3月21日 ～ 令和6年4月4日	中津市報掲載3月15日号
公聴会	令和6年4月25日	中津市告示第155号 ※意見書の提出がないため中止
関係機関協議	令和6年6月11日	中ま第396号
関係機関協議の回答	令和6年6月20日	中土第777号（県）
管理者協議 （法第23条第6項協議）	令和6年6月21日	中ま第463号
管理者協議の回答	令和6年6月24日	中建政第1721号（市建設政策課） 中建土第188号（市建設土木課）
県への意見照会	令和6年6月25日	中ま第472号
意見照会の回答	令和6年7月17日	都第735号
計画案の縦覧	令和6年8月 2日 ～ 令和6年8月16日	中津市告示第232号
中津市都市計画審議会	令和6年10月11日	
九州地方整備局同意協議	—	—
決定告示	令和6年11月8日	中津市告示第289号
図書の写しの送付	令和6年11月上旬	